

静岡市受援計画
別冊1 資料編

令和8年（2026年）3月

静岡市

更新履歴

日付	更新内容
令和8年 (2026年)3月	静岡市受援計画 別冊1 資料編 策定

※静岡県の「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」（以下、「県の広域受援計画」という。）の改定内容と合わせ、掲載資料の一部を変更する。

目次

進入経路の確保	1
1 緊急輸送ルート	2
2 道路啓開マップ	6
3 道路啓開におけるブロック拠点・支所	8
4 拠点ヘリポート	9
(1) 拠点ヘリポート（静岡市内に所在するもの）	9
(2) 災害拠点病院用ヘリポート（静岡市内に所在するもの）	9
救出救助	10
1 警察、消防、自衛隊の救助活動拠点候補地	11
2 救助活動拠点候補地の配置図	14
3 駿府城公園の配置図	18
4 競輪場駐車場の配置図	19
5 自衛隊派遣の要求に関する様式	21
6 航空法第 132 条の 92 の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン	22
医療・福祉	25
1 医療・福祉分野における応援機関の名称・静岡市の担当課・要請先	26
2 救護病院等の一覧	27
3 救護所の一覧	28
物資調達	32
1 物資集積所の候補施設	33
2 県広域受援計画におけるプッシュ型物資配分計画（本市関係分）	33
燃料供給・ライフライン	34
1 燃料供給および電力・ガスの臨時供給等が必要な重要施設一覧表	35
2 中核給油所	36
3 災害時における緊急通行に必要な自動車用燃料の供給に関する協定書	37
他自治体等からの応援	40
1 災害時の県有財産・国有財産の利用について	41
(1) 県有財産の提供について	41
(2) 国有財産の無償貸付等について	41
2 静岡庁舎における応援職員受入スペース	42
3 応援職員の受入施設	45
ボランティア	46
1 災害ボランティアセンター等の設置場所	47

進入経路の確保

1	緊急輸送ルート.....	2
2	道路啓開マップ.....	6
3	道路啓開におけるブロック拠点・支所.....	8
4	拠点ヘリポート.....	9
	（1）拠点ヘリポート（静岡市内に所在するもの）.....	9
	（2）災害拠点病院用ヘリポート（静岡市内に所在するもの）.....	9

1 緊急輸送ルート

中部地域局管内 市町役場

方面	連番	拠点(施設)名称	位置情報			最寄りの IC(東名高速)			最寄りの IC(新東名)		
			所在地(住所)	緯度	経度	IC名	距離	ルート	IC名	距離	ルート
中部	1	静岡県庁	静岡市葵区追手町9-6	34.97682	138.38297	静岡 IC	5	(主)中島南安倍線→(一)静岡環状線→(一)藤枝静岡線→(主)井川湖御幸線→(市)城内3号線	新静岡 IC	8	(主)山脇大谷線→(主)井川湖御幸線→(市)城内3号線
中部	3	静岡市役所	静岡市葵区追手町5-1	34.975401	138.383268	静岡 IC	5	(主)中島南安倍線(1次)→(一)静岡環状線→(一)藤枝静岡線→(主)井川湖御幸線(2次)	新静岡 IC	8	(主)山脇大谷線→(主)井川湖御幸線(2次)

(出典) 県広域受援計画 資料編(令和8年3月)(静岡市分を抜粋)

中部地域局管内 災害拠点病院

方面	連番	拠点(施設)名称	位置情報			最寄りの IC(東名高速)			最寄りの IC(新東名)		
			所在地(住所)	緯度	経度	IC名	距離	ルート	IC名	距離	ルート
中部	1	静岡県立総合病院	静岡市葵区北安東4丁目27-1	35.00424	138.38767	清水 IC	10	(国)1号BP(1次)→(市)千代田麻機線→(市)北安東8号線	新静岡 IC	6	(主)山脇大谷線[74](1次)→(国)1号BP(1次)→(市)千代田麻機線→(市)北安東8号線
中部	2	静岡市立静岡病院	静岡市葵区追手町10-93	34.977904	138.379578	静岡 IC	5	(主)中島南安倍線[84](1次)→(一)静岡環状線→(一)藤枝静岡線→(市)中町長谷通線	新静岡 IC	7	(主)山脇大谷線[74]→(主)井川湖御幸線[27](2次)→(市)中町長谷通線
中部	3	静岡市立清水病院	静岡市清水区宮加三1231	34.983073	138.49097	清水 IC	7	(国)1号BP(1次)→(主)清水停車場線[54](1次)→(国)1号(1次)→(一)入江富士見線[197]→(一)駒越富士見線[198](2次)	清水いはら IC	12	(市)山切15号線→(市)庵原町杉山2号線→(主)清水富士宮線[75](1次)→(国)1号BP(1次)→(主)清水停車場線[54](1次)→(国)1号(1次)→(一)入江富士見線[197](2次)→(一)駒越富士見線[198](2次)
中部	4	静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町8-2	34.976669	138.380865	静岡 IC	5	(主)中島南安倍線[84](1次)→(一)静岡環状線→(一)藤枝静岡線→(主)井川湖御幸線[27](2次)	新静岡 IC	8	(主)山脇大谷線[74]→(主)井川湖御幸線[27](2次)
中部	5	静岡済生会総合病院	静岡市駿河区小鹿1丁目1-1	34.975654	138.412352	静岡 IC	5	(主)中島南安倍線[84](1次)→(市)丸子池田線→(市)宮前大谷線	新静岡 IC	9	(主)山脇大谷線[74](1次)→(国)1号(1次)→(市)東静岡南北線→(一)静岡草薙清水線→宮前大谷線

(出典) 県広域受援計画 資料編(令和8年3月)(静岡市分を抜粋)

中部地域局管内 救助活動拠点

方面	連番	拠点(施設)名称	位置情報			最寄りの IC(東名高速)			最寄りの IC(新東名)		
			所在地(住所)	緯度	経度	IC名	距離	ルート	IC名	距離	ルート
中部	1	静岡県警察中部運転免許センター	静岡市葵区与一六丁目 16-1	35.017011	138.371811	静岡 IC	10	(主)中島安倍線(1次)→(国)1号(1次)→(主)井川湖御幸線(2次)→市道	新静岡 IC	3	(主)井川湖御幸線(2次)→市道
中部	2	狩野橋スポーツ広場(安倍川左岸)	静岡市葵区与一 4 丁目地先	35.007039	138.362708	静岡 IC	11	(主)中島南安倍線(1次)→(国)1号(1次)→(主)井川湖御幸線(2次)→(国)1号BP→(一)大川静岡線→市道	新静岡 IC	7	(主)井川湖御幸線(2次)→(国)1号BP→(一)大川静岡線→市道
中部	3	田町緑地安倍中スポーツ広場(安倍川左岸)	静岡市葵区田町 7 丁目地先	34.964904	138.365756	静岡 IC	4	(主)中島南安倍線(県道 84 号)(1次)→(一)静岡環状線(県道 354 号)→(一)藤枝静岡線→市道	新静岡 IC	11	(主)井川湖御幸線(県道 27 号)(2次)→(主)梅ヶ島温泉昭和線(県道 29 号)→(国)362 号→市道
中部	4	静岡市西ヶ谷総合運動場	静岡市葵区西ヶ谷 8-1	35.013142	138.353544	静岡 IC	12	(主)中島南安倍線(1次)→(国)1号(1次)→(主)井川湖御幸線(2次)→(一)静岡環状線→(国)362 号→(主)梅ヶ島温泉昭和線→市道	新静岡 IC	6	(主)井川湖御幸線(2次)→(主)山脇大谷線(1次)→(主)梅ヶ島温泉昭和線→市道
中部	5	与一地先安倍川左岸河川敷北部複合施設	静岡市葵区与一六丁目地先	35.018206	138.371032	静岡 IC	10	(主)中島南安倍線(1次)→(国)1号(1次)→(主)井川湖御幸線(2次)→市道	新静岡 IC	3	(主)井川湖御幸線(2次)→市道
中部	6	静岡市ふれあい健康増進館ゆらら	静岡市葵区南沼上 1379-1	35.026271	138.411351	清水 IC	11	(国)1号→(主)山脇大谷線(1次)→市道	新静岡 IC	6	(主)山脇大谷線(1次)→市道
中部	7	静岡県草薙総合運動場	静岡市駿河区栗原 19-1	34.991463	138.431268	清水 IC	10	(国)1号(1次)→(主)清水停車場線(1次)→(国)1号(1次)→(主)山脇大谷線(1次)→(一)静岡草薙清水線	新静岡 IC	8	(主)山脇大谷線(1次)→(一)静岡草薙清水線
中部	8	静岡県警察本部警備部機動隊	静岡市駿河区丸子 6915-8	34.93793	138.316629	静岡 IC	9	(主)中島南安倍線(1次)→(国)1号(1次)	新静岡 IC	13	(主)井川湖御幸線(2次)→市道→(国)1号BP(1次)
中部	9	静岡競輪場	静岡市駿河区小鹿 2-9	34.969443	138.420707	静岡 IC	5	(主)中島南安倍線(1次)→市道	新静岡 IC	8	(主)山脇大谷線(1次)→市道
中部	10	静岡市消防局消防ひろば	静岡市駿河区南八幡町 10-30	34.961028	138.404764	静岡 IC	6	(主)中島南安倍線(県道 84 号)(1次)→市道(SBS 通り)	新静岡 IC	11	(主)山脇大谷線(県道 74 号)(1次)→市道(SBS 通り)
中部	11	静岡市立日本平動物園駐車場	静岡市駿河区池田 1767-1	34.980617	138.437369	静岡 IC	8	(主)中島南安倍線(1次)→市道(南中央通り)(2次)→(主)山脇大谷線(1次)→(一)静岡草薙清水線→市道	新静岡 IC	9	(主)山脇大谷線(1次)→(一)静岡草薙清水線→市道
中部	12	富士川河川敷スポーツ広場※国道 1 号バイパスよりも北側	静岡市清水区蒲原東地先	35.128391	138.627178	富士 IC	9	(一)田子の浦港富士インター線(1次)→(一)富士停車場線(1次)→(国)1号(1次)→市道	新富士 IC	12	(国)139 号(1次)→(一)田子の浦港富士インター線(1次)→(一)富士停車場線(1次)→(国)1号(1次)→市道
中部	13	富士川緑地公園スポーツ広場※国道 1 号バイパスよりも南側	静岡市清水区蒲原東地先	35.128391	138.627178	富士 IC	9	(一)田子の浦港富士インター線(1次)→(一)富士停車場線(1次)→(国)1号(1次)→市道	新富士 IC	12	(国)139 号(1次)→(一)田子の浦港富士インター線(1次)→(一)富士停車場線(1次)→(国)1号(1次)→市道
中部	14	静岡市消防局清水消防署	静岡市清水区東大曲町 6-8	35.022283	138.472997	静岡 IC	14	(主)中島南安倍線(県道 84 号)(1次)→(国)1号(1次)→市道	新静岡 IC	12	(主)中島南安倍線(県道 84 号)(1次)→(国)1号(1次)→(主)静岡清水線(県道 67 号)(1次)→市道

中部	15	静岡県消防学校	静岡市清水区谷津町一丁目 577-1	35.069859	138.518028	清水 IC	8	(国)1号(1次)→(国)52号(1次)→市道	新清水 IC	12	(国)52号(1次)→市道
中部	16	清水庵原球場	静岡市清水区庵原町 3000	35.057328	138.469998	清水 IC	3	(国)1号(1次)→(主)清水富士宮線(1次)→市道	清水いはら IC	2	(主)清水富士宮線(県道 75号)(1次)
中部	17	清水日本平運動公園駐車場	静岡市清水区村松 3880-1	34.984329	138.480036	清水 IC	7	(国)1号 BP(1次)→(主)清水停車場線(1次)→(国)1号(1次)→(一)入江富士見線(2次)→(一)駒越富士見線(2次)→市道	清水いはら IC	11	(主)清水富士宮線(1次)→(国)1号 BP(1次)→(主)清水停車場線(1次)→(国)1号(1次)→(一)入江富士見線(2次)→(一)駒越富士見線(2次)→市道
中部	18	日本平さくら公園	静岡市清水区宮加三 972-1 外	34.980062	138.477943	清水 IC	8	(国)1号 BP(1次)→(主)清水停車場線(1次)→(国)1号(1次)→(一)入江富士見線(2次)→(一)駒越富士見線(2次)→市道	清水いはら IC	12	(主)清水富士宮線(1次)→(国)1号 BP(1次)→(主)清水停車場線(1次)→(国)1号(1次)→(一)入江富士見線(2次)→(一)駒越富士見線(2次)→市道
中部	19	日本平パークセンター駐車場	静岡市清水区草薙 597-8 地先	34.97446	138.464904	清水 IC	12	(国)1号 BP(1次)→(主)清水停車場線(1次)→(国)1号(1次)→(一)入江富士見線(2次)→(一)駒越富士見線(2次)→市道	清水いはら IC	16	(主)清水富士宮線(1次)→(国)1号 BP(1次)→(主)清水停車場線(1次)→(国)1号(1次)→(一)入江富士見線(2次)→(一)駒越富士見線(2次)→市道
中部	20	静岡市蒲原体育館	静岡市清水区蒲原新田 1-21-1	35.150039	138.52306	富士 IC	12	(一)田子の浦港富士インター線(1次)→(一)富士停車場線(1次)→(一)富士由比線(2次)	清水いはら IC	19	(主)清水富士宮線(県道 75号)(1次)→(国)1号(1次)→(一)富士由比線(県道 396号)(2次)

(出典) 県広域受援計画 資料編(令和8年3月)(静岡市分を抜粋)

中部地域局管内 広域物資輸送拠点

方面	連番	拠点(施設)名称	位置情報			最寄りの IC(東名高速)			最寄りの IC(新東名)		
			所在地(住所)	緯度	経度	IC名	距離	ルート	IC名	距離	ルート
中部	1	ツインメッセ静岡	静岡市駿河区曲金 3-1-10	34.97130	138.40641	静岡 IC	4	(主)中島南安倍線(1次)→(市)丸子池田線	新静岡 IC	10	(主)山脇大谷線(1次)→国道1号(1次)→(市)東町豊田線(2次)→(市)丸子池田線

(出典) 県広域受援計画 資料編(令和8年3月)(静岡市分を抜粋)

中部地域局管内 地域内輸送拠点

方面	連番	拠点(施設)名称	位置情報			広域物資輸送拠点		
			所在地(住所)	緯度	経度	拠点	距離	ルート
中部	1	静岡県草薙総合運動場	静岡市駿河区栗原 19-1	34.9889159	138.42763	ツインメッセ静岡	5	市道(産業館西通り)→(一)静岡草薙清水線

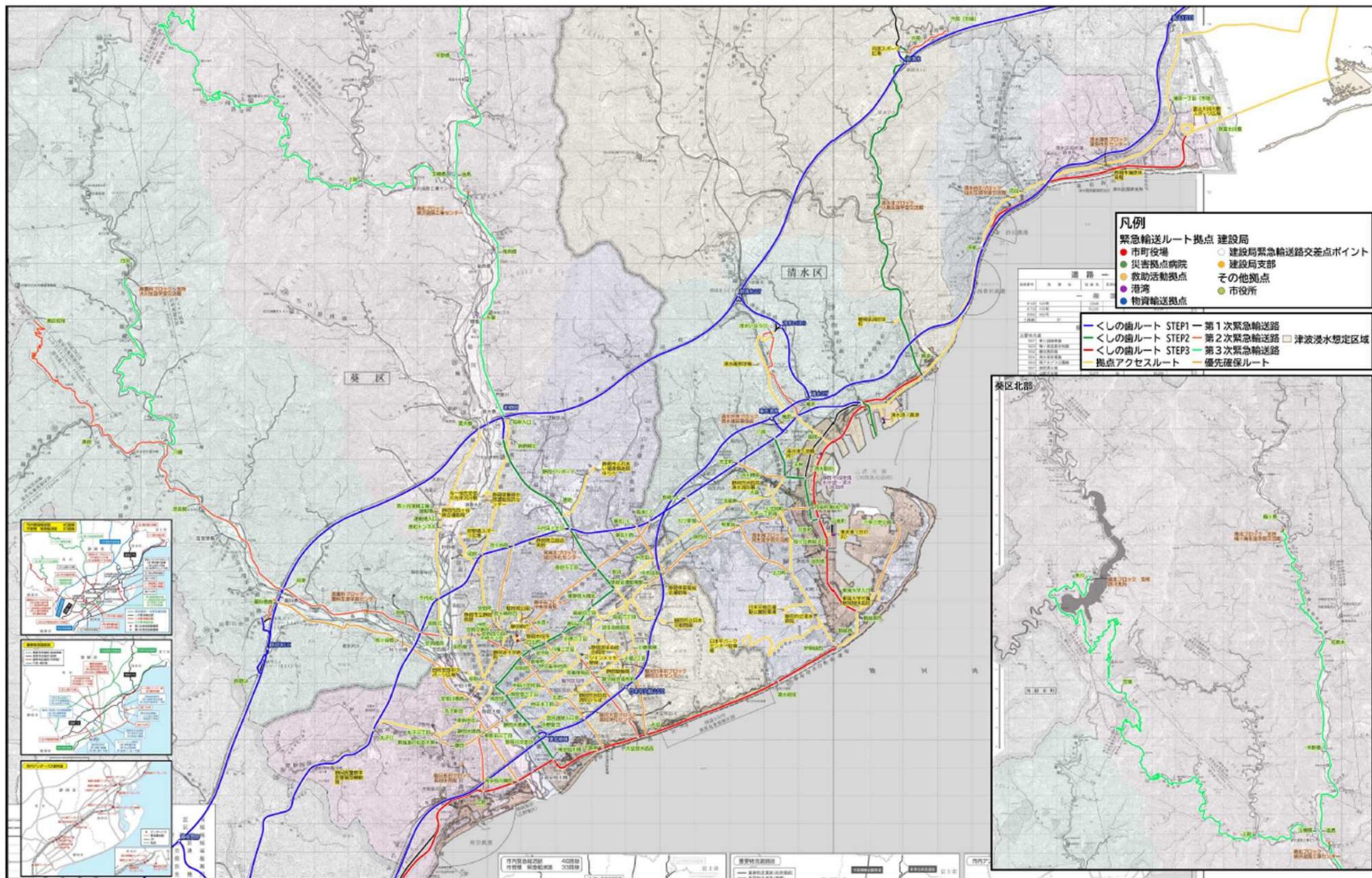
(出典) 県広域受援計画 資料編(令和8年3月)(静岡市分を抜粋)

中部地域局管内 港湾

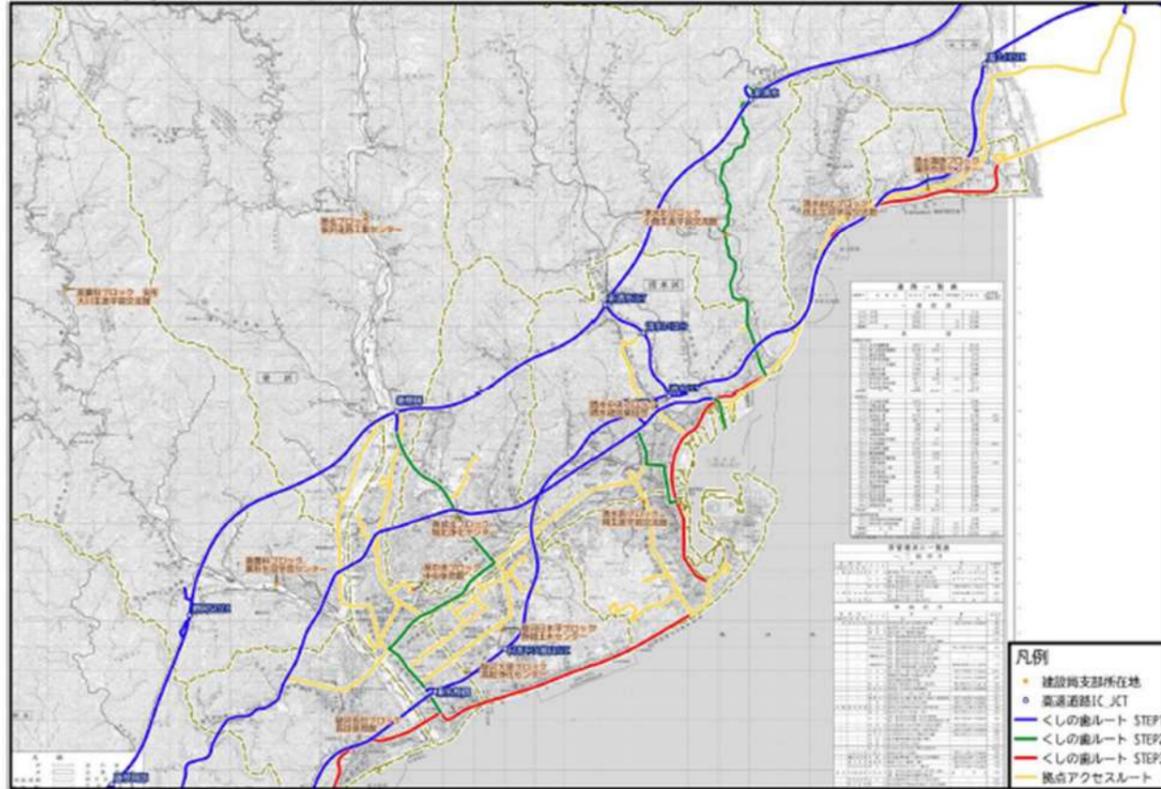
方面	連番	拠点(施設)名称	位置情報			最寄りの IC(東名高速)			最寄りの IC(新東名)		
			所在地(住所)	緯度	経度	IC名	距離	ルート	IC名	距離	ルート
中部	1	清水港(興津)	静岡市清水区興津清見寺町	35.0412189	138.514678	清水 IC	4	国道1号(1次)	清水いはら IC	7	(市)山切15号線(2次)→(市)庵原町杉山2号線(2次)→(主)清水富士宮線(2次)→国道1号 静清 BP(1次)
中部	2	清水港(日の出)	静岡市清水区日の出町	35.0068251	138.496846	清水 IC	5	国道1号 静清 BP(1次)→(主)清水停車場線(1次)→国道1号(1次)→国道149号(1次)→日の出埠頭9号道路	清水いはら IC	11	(市)山切15号線(2次)→(市)庵原町杉山2号線(2次)→(主)清水富士宮線(2次)→国道1号 静清 BP(1次)→(主)清水停車場線(1次)→国道1号(1次)→国道149号(1次)→日の出埠頭9号道路
中部	3	清水港(油槽所)	静岡市清水区袖師町1900	35.0307837	138.492698	清水 IC	3	国道1号静清 BP(1次)→(一)清水インター線→(市)袖師町51号線→袖師臨港道路(1次)	清水いはら IC	6	(市)山切15号線(2次)→(市)庵原町杉山2号線(2次)→(主)清水富士宮線(2次)→(一)清水インター線→(市)袖師町51号線→袖師臨港道路(1次)

(出典) 県広域受援計画 資料編(令和8年3月)(静岡市分を抜粋)

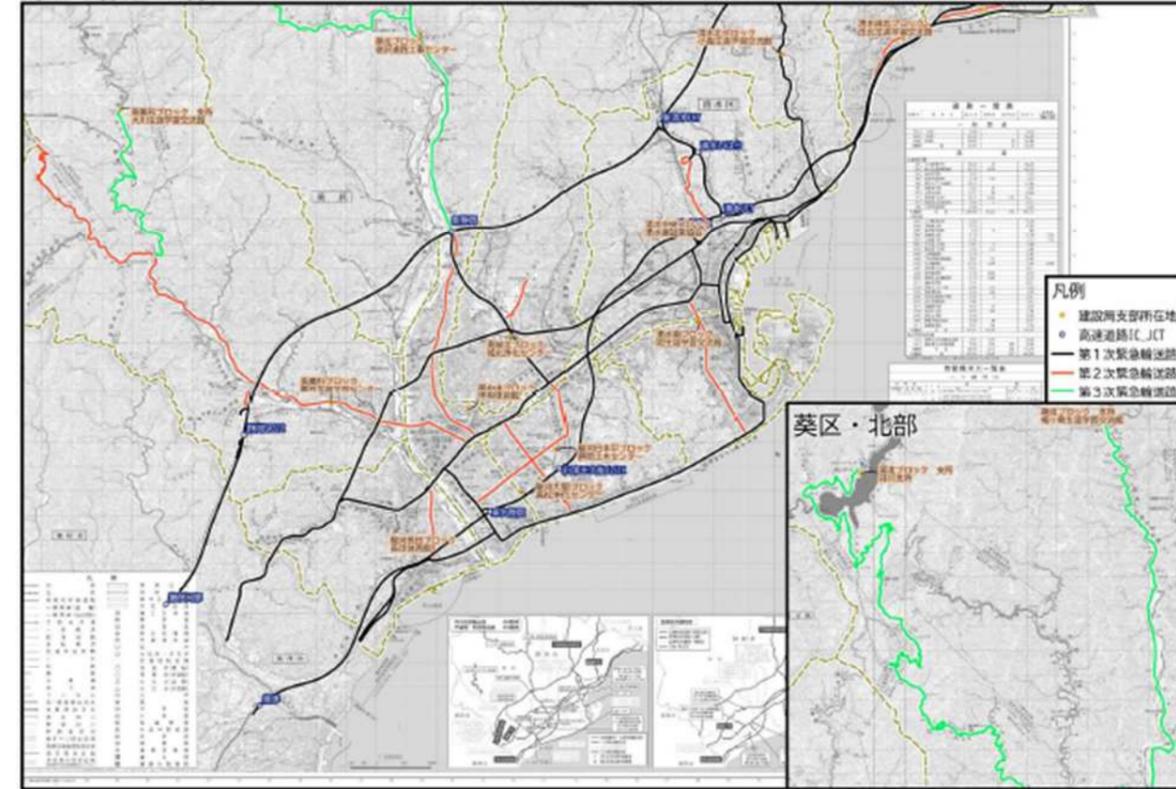
道路啓開マップ



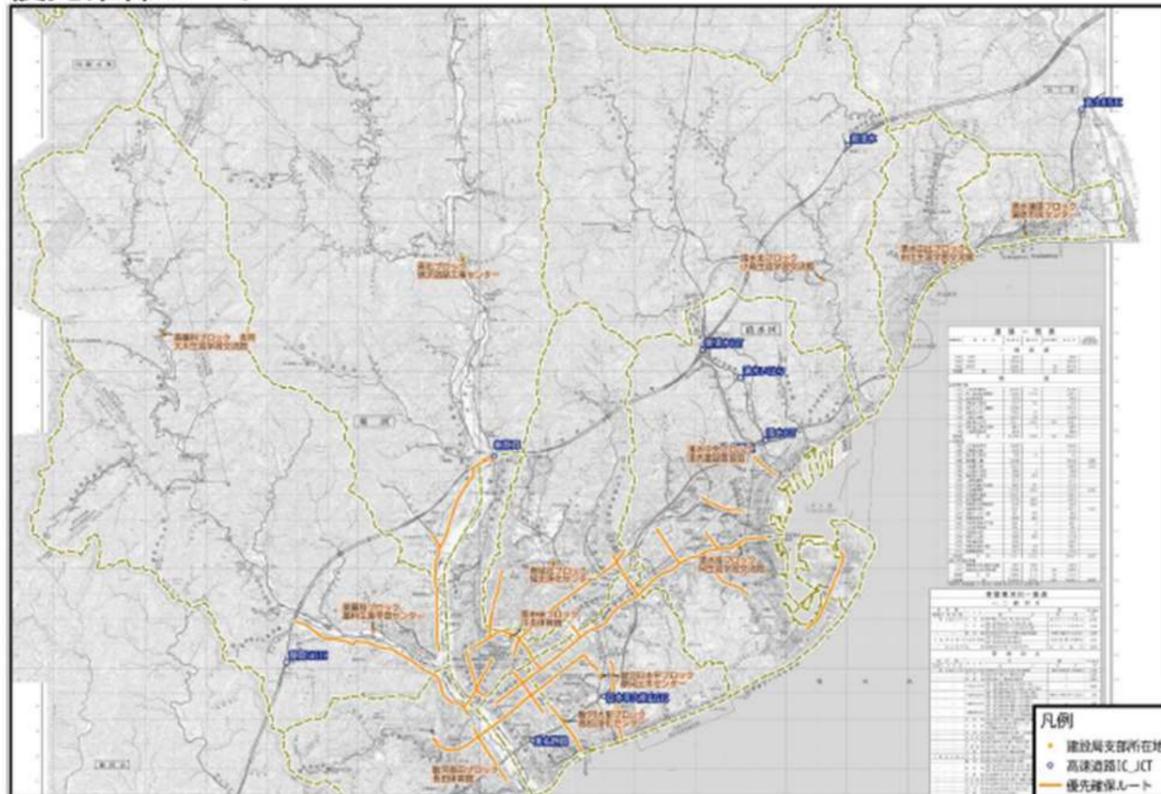
くしの歯ルート・拠点アクセスルート



緊急輸送路



優先確保ルート



道路啓開ルートは下記の通りである。尚、ルートは重複している路線もある。

- くしの歯ルート (STEP 1~3)
 - ・・・南海トラフ巨大地震発生時に優先的に道路啓開を行う道路
- 拠点アクセスルート
 - ・・・人命救助及び物資輸送のためにアクセスすべき拠点までのルート
- 緊急輸送路 (1次~3次)
 - ・・・災害発生時の緊急輸送活動を実施するために必要な道路として静岡県知事が指定し、地域防災計画に定めたルート
- 優先確保ルート
 - ・・・啓開すべき道路が通行不可の場合に迂回ルートとして検討する道路

3 道路啓開におけるブロック拠点・支所

No.	ブロック名	集合場所	所在地	連絡先
1	葵城北ブロック	城北浄化センター	葵区加藤島 1 - 1	054-261-2981
2	葵中央ブロック	中央体育館	葵区駿府町 2 - 80	054-255-1010
3	葵藁科ブロック	藁科生涯学習センター	葵区羽鳥本町 5 - 9	054-278-4141
4	大川支所	大川生涯学習交流館	葵区日向 10	054-291-2002
5	葵北ブロック	俵沢道路工事センター	葵区俵沢 82 - 1	054-294-1131
6	梅ヶ島支所	梅ヶ島生涯学習交流館	葵区梅ヶ島 1309	054-269-2002
7	井川支所	井川支所	葵区井川 656 - 2	054-260-2211
8	駿河大里ブロック	高松浄化センター	駿河区登呂 5 - 3 - 1	054-282-2200
9	駿河日本平ブロック	静岡土木センター	駿河区小鹿 85 - 1	054-281-1479
10	駿河長田ブロック	長田コミュニティ 防災センター	駿河区鎌田 574 - 1	-
11	清水南ブロック	岡生涯学習交流館	清水区桜が丘町 7 - 1	054-354-1350
12	清水中央ブロック	(一社)清水建設業協会	清水区庵原町 149 - 6	054-364-5636
13	清水北ブロック	小島生涯学習交流館	清水区但沼町 284 - 1	054-393-2053
14	清水由比ブロック	由比生涯学習交流館	清水区由比北田 457 - 1	054-376-0511
15	清水蒲原ブロック	蒲原市民センター	清水区蒲原新田 1 - 21 - 1	054-385-7700

建設局『土木分野における災害協定』締結業者大規模災害時対応マニュアル』により作成

4 拠点ヘリポート

(1) 拠点ヘリポート（静岡市内に所在するもの）

No.	ヘリポートの名称	管理者	連絡先
1	県営草薙総合運動公園 球技場	静岡県草薙総合運動場 公園管理事務所	054-261-9265
2	与一消防ヘリポート	静岡市消防局 警防課	054-280-0160

(2) 災害拠点病院用ヘリポート（静岡市内に所在するもの）

No.	病院名	(上段) ドクターヘリ (下段) 中型ヘリ	ヘリポートの名称	管理者	連絡先
1	静岡県立総合病院	ドクターヘリ	(屋上ヘリポート)	(病院)	054-247-6111
2		中型ヘリ (応援部隊等)	県立中央高校	静岡県	054-209-2431
3	静岡市立静岡病院	ドクターヘリ	駿府城公園	静岡市 公園建設管理課	054-221-1433
		中型ヘリ (応援部隊等)	(同上)	(同上)	(同上)
4	静岡市立清水病院	ドクターヘリ	清水日本平運動公園 多目的広場	静岡市 スポーツ振興課	054-221-1283
		中型ヘリ (応援部隊等)	(同上)	(同上)	(同上)
5	静岡赤十字病院	ドクターヘリ	駿府城公園	静岡市 公園建設管理課	054-221-1433
		中型ヘリ (応援部隊等)	(同上)	(同上)	(同上)
6	静岡済生会総合病院	ドクターヘリ	(屋上ヘリポート)	(病院)	054-285-6171
7		中型ヘリ (応援部隊等)	競輪場駐車場	静岡市 公営競技事務所	054-283-3205

救出救助

1	警察、消防、自衛隊の救助活動拠点候補地	11
2	救助活動拠点候補地の配置図	14
3	駿府城公園の配置図	18
4	競輪場駐車場の配置図	19
5	自衛隊派遣の要求に関する様式	21
6	航空法第 132 条の 92 の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン	22

1 警察、消防、自衛隊の救助活動拠点候補地

※消防は、「一次進出拠点 (◎)」、「二次進出拠点 (○)」

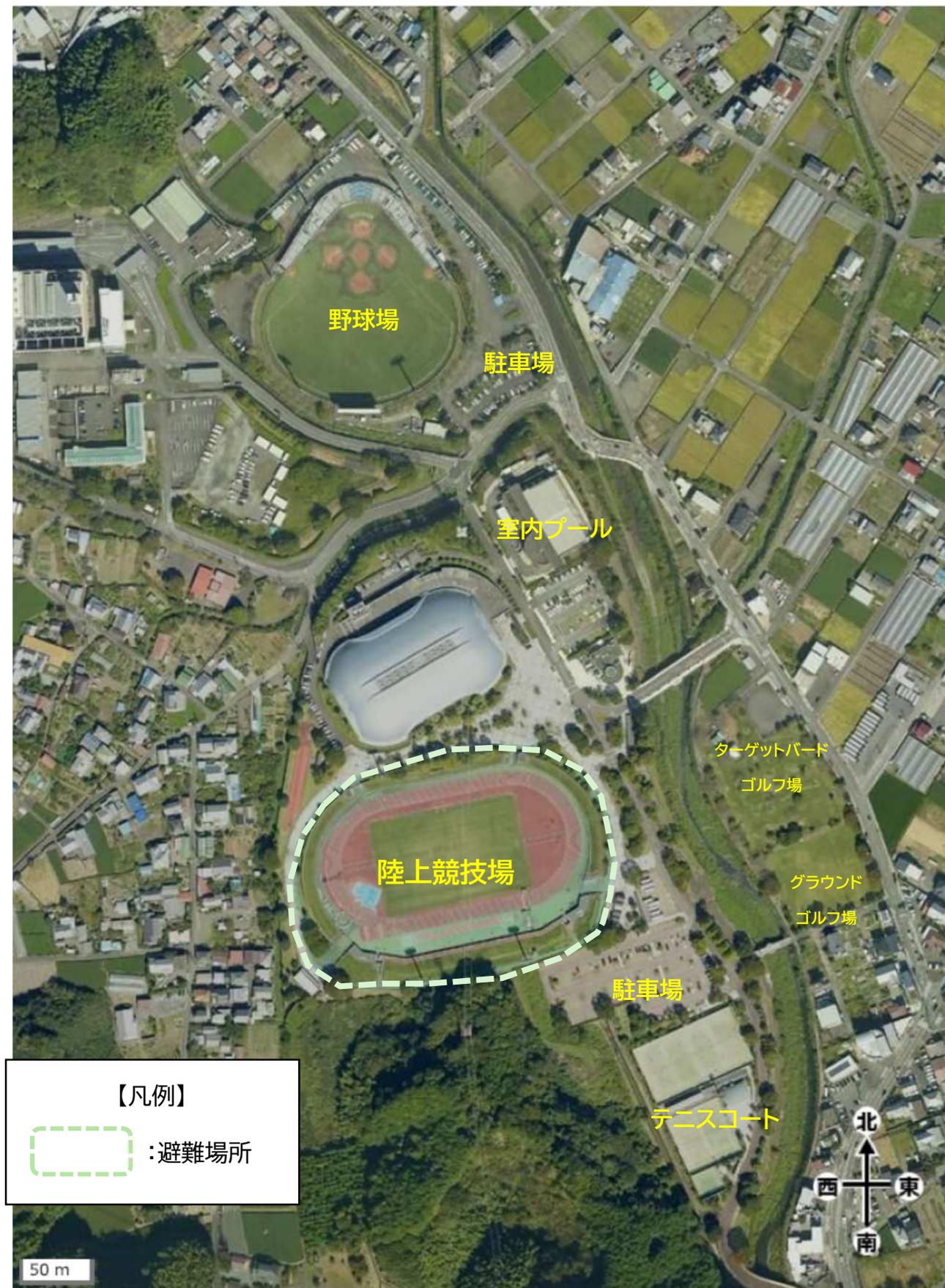
番号	市町名	拠点名称	所在地		管理者情報		施設面積 (単位： ㎡)	救助活動拠点の使用区分(※)				使用を想定する部隊名 (自衛隊のみ)	所轄 警察署	管轄 消防本部
			住所	緯度(上段) 経度(下段) (車両進入点)	施設管理者	連絡先		合計	警察	消防	自衛 隊			
1	静岡市 葵区	静岡県警察中部運転免許センター	与一六丁目 16-1	35.009034 138.364155	静岡県 警察本部	中部運転免許センター 054-272-2221	40,000	○					静岡中央 警察署	静岡市 消防局
2	静岡市 葵区	与一地先安倍川左岸河川敷 北部複合施設	与一六丁目 地先	35.009034 138.364155	国土交通省 静岡市	静岡河川事務所 安倍川出張所 054-250-8102 教育委員会事務局 054-251-3288	30,980		◎		現地 (大)		静岡中央 警察署	静岡市 消防局
3	静岡市 葵区	狩野橋スポーツ広場(安倍川左 岸)	与一四丁目 地先	35.007039 138.362708	静岡市	スポーツ振興課 054-221-1071	30,000			○		第34普通科連隊	静岡中央 警察署	静岡市 消防局
4	静岡市 葵区	田町緑地安倍中スポーツ広場 (安倍川左岸)	田町7丁目 地先	34.964904 138.365756	静岡市	スポーツ振興課 054-221-1071	200			○	現地 (大)	第34普通科連隊	静岡中央 警察署	静岡市 消防局
5	静岡市 葵区	静岡市西ヶ谷総合運動場	西ヶ谷8-1	35.013142 138.353544	静岡市	スポーツ振興課 054-221-1071	82,297			○		第34普通科連隊	静岡中央 警察署	静岡市 消防局
6	静岡市 葵区	静岡市ふれあい健康増進館ゆらら	南沼上1379 -1	35.026271 138.411351	静岡市	スポーツ振興課 054-221-1071	15,127		○				静岡中央 警察署	静岡市 消防局
7	静岡市 葵区	安倍川公園	田町4丁目 78-1の地先 から同7丁 目90-1の 地先	34.967410 138.365394	静岡市	公園建設管理課 054-221-1121	19,000			○		第34普通科連隊	静岡中央 警察署	静岡市 消防局

8	静岡市 駿河区	静岡県草薙総合運動場	栗原 19-1	34.991463 138.431268	静岡県	静岡県草薙総合運動場 054-261-9265	26,400		○	拠点 (大)	第 34 普通科連隊	静岡南 警察署	静岡市 消防局
9	静岡市 駿河区	静岡県警察本部警備部機動隊	丸子 6915-8	34.937930 138.316629	静岡県 警察本部	静岡県警察本部警備部 機動隊 054-268-5288	22,000	○				静岡南 警察署	静岡市 消防局
10	静岡市 駿河区	静岡競輪場	小鹿 2-9	34.969443 138.420707	静岡市	公営競技事務所 054-283-3205	24,176		◎	現地 (中)		静岡南 警察署	静岡市 消防局
11	静岡市 駿河区	静岡市消防局 消防ひろば	南八幡町 10- 30	34.961028 138.404764	静岡市	財産管理課 054-280-0134	3,500		○			静岡南 警察署	静岡市 消防局
12	静岡市 駿河区	静岡市立日本平動物園駐車場	池田 1767-1	34.981195 138.438989	静岡市	日本平動物園 054-262-3251	15,500		○			静岡南 警察署	静岡市 消防局
13	静岡市 清水区	富士川河川敷スポーツ広場 ※国道 1 号バイパスよりも北側	蒲原東地先	35.125713 138.626786	静岡市	スポーツ振興課 054-221-1071	62,360		○		第 34 普通科連隊	清水 警察署	静岡市 消防局
14	静岡市 清水区	富士川緑地公園スポーツ広場 ※国道 1 号バイパスよりも南側	蒲原東地先	35.125713 138.626786	静岡市	スポーツ振興課 054-221-1071	90,660		○	現地 (大)		清水 警察署	静岡市 消防局
15	静岡市 清水区	静岡市消防局 清水消防署	東大曲町 6- 8	35.022283 138.472997	静岡市	財産管理課 054-280-0134	10,370		○			清水 警察署	静岡市 消防局
16	静岡市 清水区	静岡県消防学校	谷津町一丁 目 577-1	35.069859 138.518028	静岡県	静岡県消防学校 054-369-1190	12,146		◎	現地 (中)		清水 警察署	静岡市 消防局
17	静岡市 清水区	清水日本平運動公園駐車場	村松 3880-1	34.984329 138.480036	静岡市	清水まちづくり推進課 054-354-2235	14,000		○		第 34 普通科連隊	清水 警察署	静岡市 消防局

18	静岡市 清水区	日本平さくら公園	宮加三 972-1 外	34.980062 138.477943	静岡市	清水まちづくり推進課 053-354-2235	64,177			○		第34 普通科連隊	清水 警察署	静岡市 消防局
19	静岡市 清水区	日本平パークセンター 駐車場	草薙 597-8 地先	34.974460 138.464904	静岡県 民間	静岡県文化観光部観光 政策課施設班 054-221-3528 ㈱静岡鉄道 鉄道部 054-334-2026 FAX1847	(使用する 地域は 県計画を 参照)			○		東部方面通信隊 第1 師団 東北方面隊 第9 師団	清水 警察署	静岡市 消防局
20	静岡市 清水区	清水庵原球場	庵原町 3000	35.057328 138.469998	静岡市	スポーツ振興課 054-221-1071	82,033			○		第34 普通科連隊	清水 警察署	静岡市 消防局
21	静岡市 清水区	静岡市蒲原体育館	蒲原新田 1- 21-1	35.116588 138.594972	静岡市	スポーツ振興課 054-221-1071	1,086	○					清水 警察署	静岡市 消防局

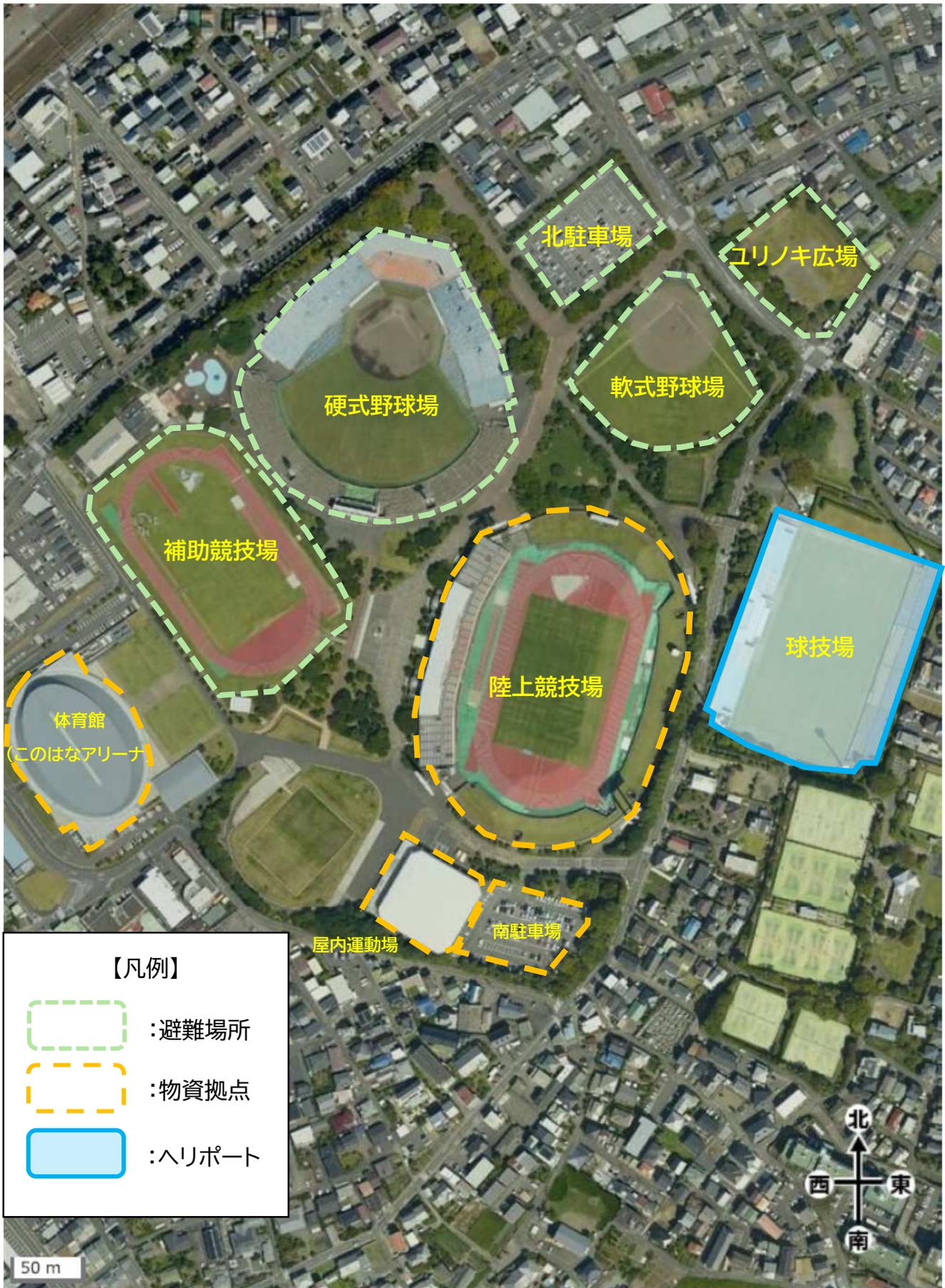
(出典) 県広域受援計画 資料編(令和8年3月)(静岡市分を抜粋)

2 救助活動拠点候補地の配置図
(1) 静岡市西ヶ谷総合運動場



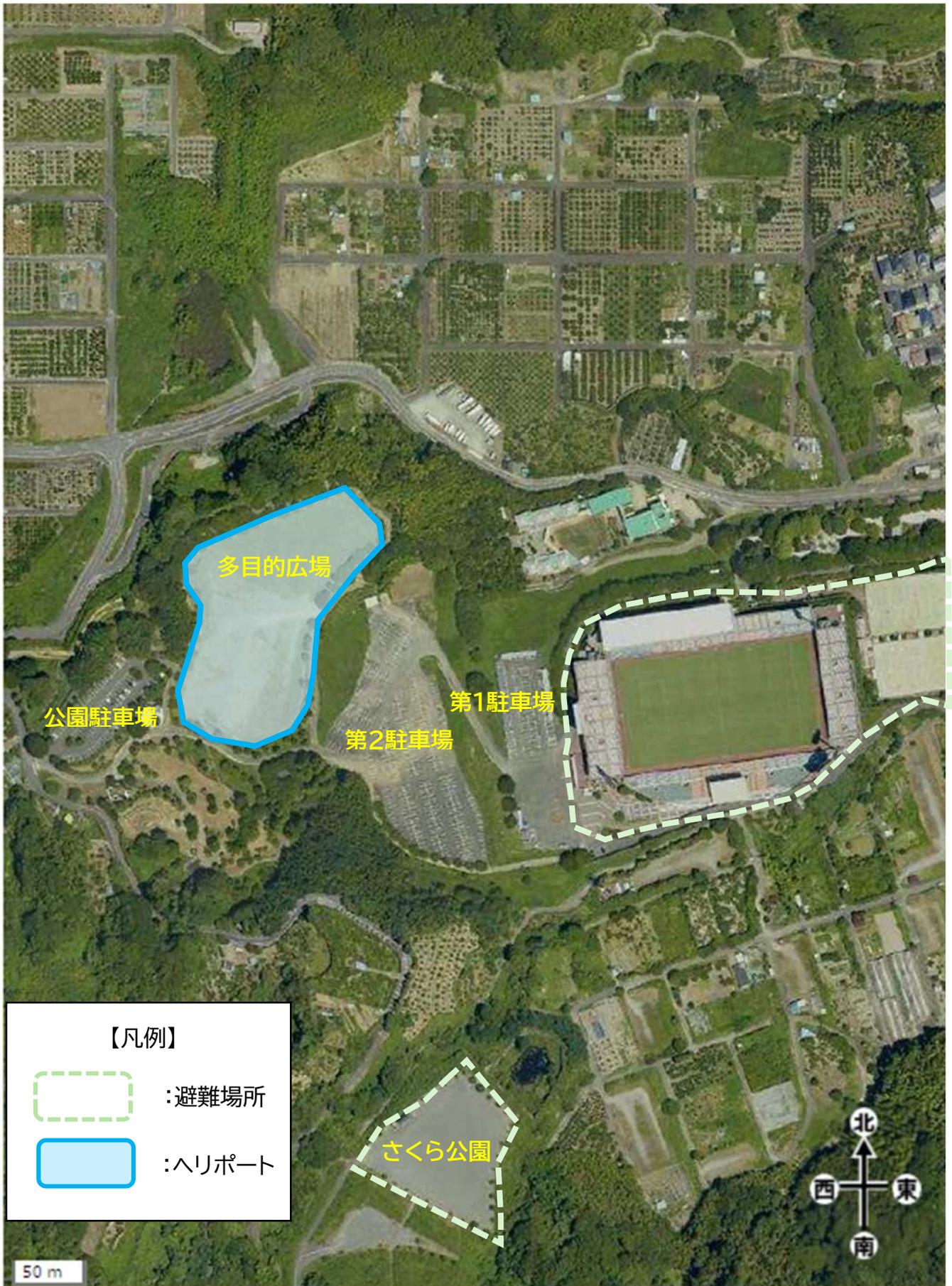
(出典) 国土地理院撮影の空中写真(2021年撮影)をもとに静岡市加筆

(2) 静岡県草薙総合運動場



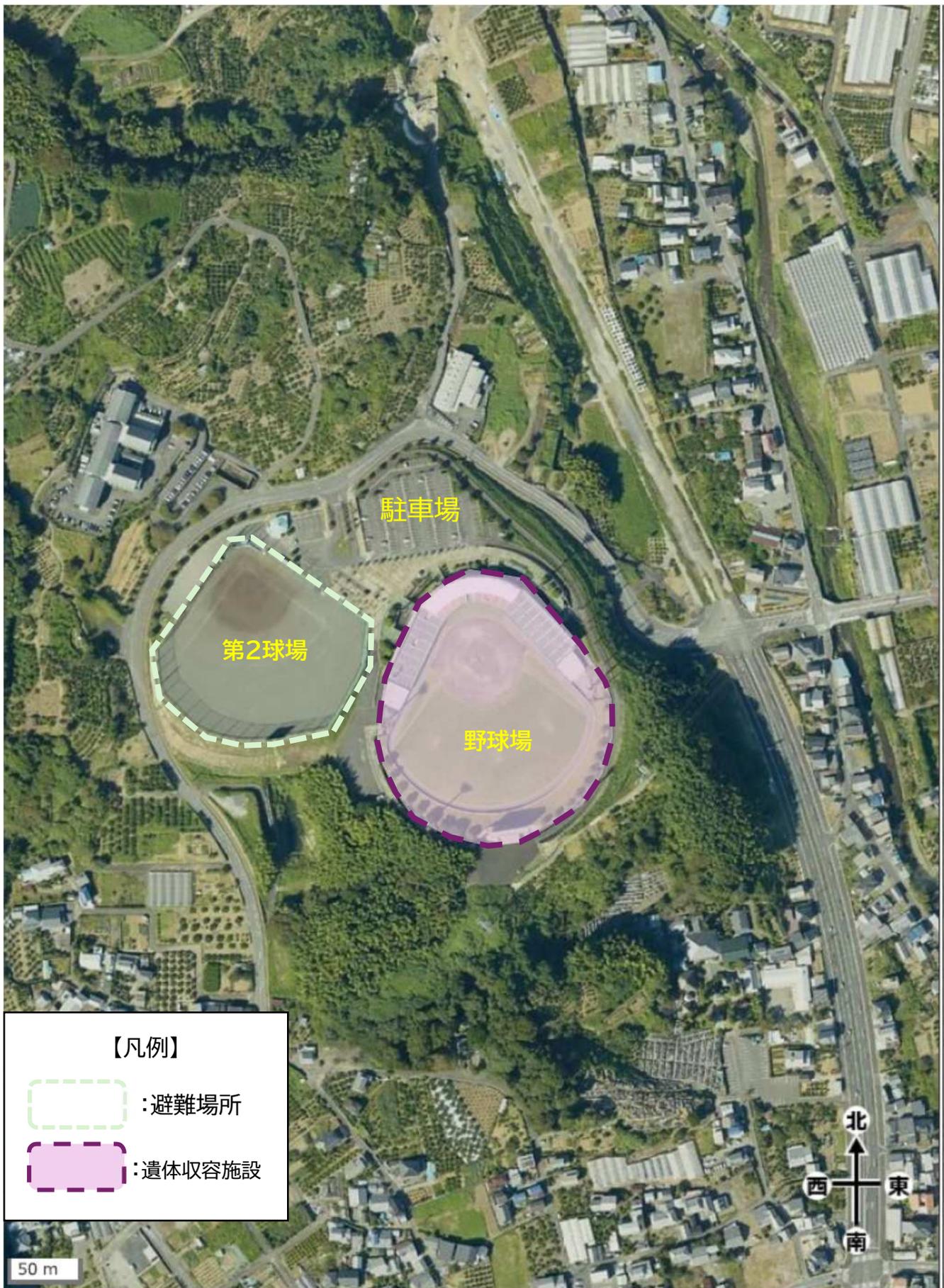
(出典) 国土地理院撮影の空中写真 (2021 年撮影) をもとに静岡市加筆

(3) 清水日本平運動公園駐車場



(出典) 国土地理院撮影の空中写真(2021年撮影)をもとに静岡市加筆

(4) 清水庵原球場



(出典) 国土地理院撮影の空中写真(2021年撮影)をもとに静岡市加筆

3 駿府城公園の配置図



(出典) 国土地理院撮影の空中写真(2021年撮影)をもとに静岡市加筆

4 競輪場駐車場の配置図



(出典) 国土地理院撮影の空中写真 (2021 年撮影) をもとに静岡市加筆

競輪場駐車場 駐車場名・利用機関

No.	駐車場名 (面積)	初動期 (1～3日)			応急対応期 (4日目～2週目)		
1	東1 (約2,900㎡)	(株)NTTドコモ					
2	東2 (約1,600㎡)	(株)NTTドコモ					
3	東5 (約2,300㎡)	(株)NTTドコモ					
4	南1 (約7,300㎡)	(株)NTTドコモ					
5	南2 (約9,900㎡)	避難場所					
		(株)NTTドコモ					
6	南4 (約14,200㎡)	緊急消防援助隊					
		中部電力パワーグリッド(株)					
7	南5 (約9,300㎡)	中部電力パワーグリッド(株)					

「南4」の優先順位：①緊急消防援助隊、②中部電力パワーグリッド株式会社の順とする。

詳細については、次の計画・覚書を参照

静岡県「静岡県緊急消防援助隊受援計画」(2024年11月8日)

中部電力パワーグリッド株式会社との「非常災害時における土地の使用に関する覚書」(2021年3月9日締結)

株式会社NTTドコモ及び株式会社ドコモCS東海との「通信障害時における土地の使用に関する覚書」(2021年3月10日締結)

5 自衛隊派遣の要求に関する様式

第 号
令和 年 月 日

静岡県知事 様

静岡市長 氏 名
(危機管理局危機管理課)

災害派遣の要請の要求について

下記の事由により、災害対策基本法第 68 条の 3 の規定に基づき、自衛隊の災害派遣の要請の要求をします。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する理由

- (1) 災害の種類 ○○
- (2) 災害発生日時 令和 年 月 日 時 分
- (3) 災害発生場所 ○○
- (4) 派遣の理由

2 要求の日時

3 派遣を希望する期間

4 派遣を希望する区域、活動内容

- (1) 派遣希望区域 (市町名)
- (2) 主たる活動内容

5 その他の参考事項

市連絡先 静岡市災害対策本部 054 - 221-1236

6 航空法第 132 条の 92 の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン

平成 27 年 11 月 17 日 制定（国空航第 687 号、国空機第 926 号）

令和 6 年 11 月 29 日 最終改正（国空無機第 68754 号）

航空局 安全部 無人航空機安全課長

航空法第 132 条の 92 の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン

1 目的

航空法第 132 条の 92 並びに同法施行規則第 236 条の 88 及び同規則第 236 条の 89 の適用を受け、国若しくは地方公共団体又はこれらの者の依頼を受けた者（以下「特例適用者」という。）が航空機の事故その他の事故に際し捜索、救助の目的のため無人航空機を飛行させる場合であっても、特例適用者が第一義的に負っている安全確保の責務を解除するものではなく、極めて緊急性が高くかつ公共性の高い行為であることから、救助等の迅速化を図るため無人航空機の飛行の禁止空域（航空法第 132 条の 85）、飛行の方法（航空法第 132 条の 86（第 1 項を除く。）、）、第三者が立ち入った場合の措置（航空法第 132 条の 87）、飛行計画（航空法第 132 条の 88）及び飛行日誌（航空法第 132 条の 89）に関する規定の適用を除外していることに留意する必要がある。

このため、特例適用者の責任において、その飛行により航空機の航行の安全（注 1）並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれないよう許可等を受けた場合と同程度の必要な安全確保を自主的に行って、無人航空機を飛行させる必要がある。

本運用ガイドラインは、航空法第 132 条の 92 の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の安全確保の方法を示すことにより、特例適用者における効果的な安全確保の運用に資することを目的とするものである。

（注 1）航空法第 132 条の 92 の適用を受ける場合であっても、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和 49 年法律第 87 号）の規定は適用される。

2. 航空法第 132 条の 92 が適用される無人航空機の飛行

本特例については、航空法施行規則第 236 条の 88 により、以下の者に対して適用する。

- ・ 国又は地方公共団体
- ・ 国又は地方公共団体の依頼により捜索又は救助を行う者

また、国土交通省令で定める目的については、航空法施行規則第 236 条の 89 により、「捜索又は救助」と定められているが、本規定における「捜索又は救助」とは、事故や災害の発生等に際して人命や財産に急迫した危難のおそれがある場合において、人命の危機（災害関連死を含む）又は財産の損傷を回避するための措置（調査・点検、捜査等の実施を含む。）を指しており、当該措置をとることについて緊急性がある（注 2）飛行については、本特例が適用されることとなる。

（注 2）緊急性がある場合とは、飛行の許可・承認申請の対応窓口への申請を行う手段又はいとまがない状況をいう。

特に大規模災害発生時においては、多数の道路の寸断や集落の孤立が発生する可能性があることから、被災地の孤立地域等への医薬品、衛生用品、食料品、飲料水等の生活必需品の輸送、危険を伴う箇所での調査・点検のほか、住民避難後の住宅やその地域の防犯対策のための無人航空機の飛行も含め、人命の危機又は財産の損傷を回避するための措置として、航空法第 132 条の 92 に該当する飛行として取り扱うものとする。

なお、航空法第 132 条の 92 の適用を受け無人航空機を飛行させた事例を参考資料としてとりまとめ航空局ホームページに掲載しているところ、災害時における無人航空機の運用方法を理解し、関係部署等との事前調整を行うための手引きとされたい。

3. 飛行の安全確保の方法

(1) 航空情報の発行手続き

空港等周辺、緊急用務空域(注3)及び地上又は水上から150m以上の高さ(航空法第132条の85第1項第1号の空域)において無人航空機を飛行させる場合には、空港等の管理者又は空域を管轄する関係機関と調整した後、当該空域の場所を管轄する空港事務所に以下の情報を電話した上で電子メールなどにより通知すること。

当該通知に基づき航空局において航空情報(注4)の発行を行うとともに、空港等の管理者等において航行する航空機に対し安全上の必要な措置が行われる。

(注3) 緊急用務空域とは、国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関その他の関係機関の使用する航空機のうち捜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域をいう。

(注4) 航空情報とは、航空法第99条に基づき国土交通大臣が航空機乗組員に対し提供する航空機の運航のための必要な情報をいう。

<通知すべき情報>

a 飛行目的

例：山岳救助(滑落者の捜索)

b 飛行範囲(所在地、緯度経度(世界測地系)による飛行範囲)

例：〇〇山(北緯〇度〇分〇秒、東経△度△分△秒)を中心に半径500m以内

c 最大の飛行高度(地上高及び海拔高)

例：地上高〇〇〇m、海拔高△△△△m

d 飛行日時(終了時刻が未定の場合はその旨を連絡)

例：現在から終了時刻未定(追って連絡する)

e 機体数(同時に飛行させる無人航空機の最大機数)

例：2機

f 機体諸元(無人航空機の種類、重量等)

例：飛行機/ヘリコプター/マルチコプター等、10kg

g 飛行の主体者の連絡先

例：〇〇株式会社、担当〇〇 090-××××-××××

h 飛行の依頼元(依頼に基づく場合)

例：〇〇県△△消防局

なお、航空法第132条の85第1項第1号の空域以外で無人航空機を飛行させる場合には、空港事務所等への通知は不要である。

(2) 航空機の航行の安全確保

事故に際し捜索、救助の目的のため無人航空機を飛行させる状況においては、無人航空機を飛行させようとする空域に捜索、救助を目的とした航空機の飛行が想定される。このため、飛行空域の監視等を行い航空機の飛行を確認した場合には、当該航空機の航行の安全が阻害されないよう無人航空機を飛行させること。例えば、飛行を確認した航空機が救助活動等を行っている場合には、その飛行の妨げとならないよう無人航空機の飛行を中止させ又は十分な距離を保ち飛行させること。

4. 飛行マニュアル(参考)

航空法第132条の92の適用を受けた場合は、特例適用者の責任において、航空機並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保する必要があるため、あらかじめ航空局通達「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領(平成27年11月17日付国空航第684号、国空機第923号)」を参考に、捜索、救助等の目的に応じた無人航空機の運用方法をマニュアルに定め、当該マニュアルに基づき安全な飛行を行うことが望ましい。

なお、マニュアル作成にあたっては、参考とする航空局通達をそのまま適用することが困難な場合があることなどを十分に踏まえ、状況に応じた無人航空機を飛行させる際の実施体制等を規定することが期待される。

<マニュアルの規定内容（例）>

(1) 総則

- a 目的
- b 適用の範囲

(2) 無人航空機の点検・整備

- a 機体の点検・整備の方法
- b 機体の点検・整備の記録の作成方法

(3) 無人航空機を飛行させる者の訓練

搜索・救助の目的に応じた技量等の確保の条件を規定する。

- a 知識及び能力を習得するための訓練方法
- b 能力を維持させるための方法
- c 飛行記録（訓練も含む。）の作成方法
- d 無人航空機を飛行させる者が遵守しなければならない事項

(4) 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制

搜索・救助等の目的に応じた体制を規定する。

- a 飛行前の安全確認の方法
- b 無人航空機を飛行させる際の安全管理体制
- c 「無人航空機の事故及び重大インシデントの報告要領（令和4年11月4日 国空無機第223052号）」に定める事態の対応及び連絡体制

5. 大規模災害時の飛行調整（参考）

大規模災害が発生した場合は、搜索、救助を目的とした多数の航空機及び無人航空機が飛行することが想定される。航空機の航行の安全の確保及び無人航空機に起因する事故等の防止のため、これらの空域で無人航空機を飛行させる場合には、現地災害対策本部等を通じて無人航空機の飛行の方法（日時、飛行場所など）を調整することが望ましい。

附則（令和2年9月16日 国空航第1738号、国空機第603号）

この運用ガイドラインは、令和2年9月23日から施行する。

附則（令和3年5月31日 国官参次第29号）

この運用ガイドラインは、令和3年6月1日から施行する。

附則（令和4年6月6日 国空無機第56245号）

この運用ガイドラインは、令和4年6月20日から施行する。

附則（令和4年11月28日 国空無機第235448号）

1. この運用ガイドラインは、令和4年12月5日から施行する。
2. この運用ガイドラインにより「航空法第132条の3の適用を受けた無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン（平成27年11月17日 国空航第687号、国空機第926号）」は令和4年12月5日をもって廃止する。

附則（令和6年11月29日 国空無機第68754号）

この運用ガイドラインは、令和6年11月29日から施行する。

医療・福祉

1	医療・福祉分野における応援機関の名称・静岡市の担当課・要請先	26
2	救護病院等の一覧	27
3	救護所の一覧	28

1 医療・福祉分野における応援機関の名称・静岡市の担当課・要請先

No	応援機関の名称	静岡市の担当課	要請先
1	災害派遣医療チーム（DMAT）	保健衛生医療課	県中部健康福祉センター地域医療課
2	日本医師会災害医療チーム（JMAT）	保健衛生医療課	
3	独立行政法人国立病院機構（NHO）の救護班	保健衛生医療課	
4	全日本病院医療支援班（AMAT）	保健衛生医療課	
5	日本災害歯科支援チーム（JDAT）	健康づくり推進課	
6	薬剤師チーム	生活衛生課	
7	看護師チーム（災害支援ナース）	保健衛生医療課	
8	保健師等チーム	健康づくり推進課	県中部健康福祉センター健康増進課
9	日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）	健康づくり推進課	
10	災害派遣精神医療チーム（DPAT）	こころの健康センター	県中部健康福祉センター地域医療課
11	日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）	地域リハビリテーション推進センター	県健康福祉部福祉長寿政策課 静岡災害リハビリ支援団体
12	災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）	保健衛生医療課	県中部健康福祉センター地域医療課
13	災害派遣福祉チーム（DWAT）	福祉総務課	県健康福祉部福祉長寿政策課 県社会福祉協議会経営支援課

2 救護病院等の一覧

【救護病院等（11か所）】

区	病院名	所在地	電話番号(FAX)	拠点病院
葵区	静岡県立総合病院	葵区北安東四丁目27-1	247-6111 FAX 247-6140	○
	静岡県立こども病院 (小児)	葵区漆山860	247-6251 FAX 247-6259	
	静岡赤十字病院	葵区追手町8-2	254-4311 FAX 252-8816	○
	静岡市立静岡病院	葵区追手町10-93	253-3125 FAX 252-0010	○
	静岡厚生病院	葵区北番町23	271-7177 FAX 273-2184	
駿河区	静岡済生会総合病院	駿河区小鹿一丁目1-1	285-6171 FAX 285-5179	○
	静岡徳洲会病院	駿河区下川原南11-1	256-8008 FAX 256-8020	
清水区	静岡市立清水病院	清水区宮加三1231	336-1111 FAX 334-1173	○
	清水厚生病院	清水区庵原町578-1	366-3333 FAX 364-5503	
	清水さくら病院	清水区袖師町2001	340-8301 FAX 340-8305	●
	共立蒲原総合病院	富士市中之郷2500-1	0545-81-2211 FAX 0545-81-2208	

- (注) ① 正常分娩を扱う産科のある病院は、静岡県立総合病院、静岡赤十字病院、静岡市立静岡病院、静岡済生会総合病院、静岡市立清水病院である。
- ② ○印は県医療救護計画に定める災害拠点病院を表す。
- ③ ●印は救護病院に準じる病院を表す。

【災害拠点精神科病院】

区	病院名	所在地	電話番号(FAX)
葵区	静岡県立こころの医療センター	葵区与一四丁目1-1	271-1135 FAX 251-6584

3 救護所の一覧

【地区支部（49 か所）】

区		地区支部	開設場所	所在地	電話(054)
葵 区	1	葵	葵小学校	葵区城内町 7-9	255-3471
	2	新通・駒形・田町	新通小学校	葵区駒形通二丁目 4-47	252-1301
	3	番 町	番町小学校	葵区新富町一丁目 23-1	253-2148
	4	安 西	安西小学校	葵区安西一丁目 96-3	271-1551
	5	伝馬町	伝馬町小学校	葵区伝馬町 14-2	254-9185
	6	横 内	横内小学校	葵区緑町 1-1	245-4695
	7	安 東	安東小学校	葵区安東三丁目 16-1	245-2638
	8	城 北	城北小学校	葵区北安東四丁目 27-3	246-4111
	9	竜 南	竜南小学校	葵区竜南一丁目 23-1	246-3061
	10	千代田	千代田小学校	葵区沓谷五丁目 47-1	261-2685
	11	千代田東	千代田東小学校	葵区川合三丁目 4-1	262-1842
	12	西 奈	西奈小学校	葵区瀬名三丁目 23-1	261-3041
	13	西奈南	西奈南小学校	葵区南瀬名町 1-20	263-5544
	14	麻 機	麻機小学校	葵区有永町 2-43	245-9826
	15	服織・服織西	服織小学校	葵区羽鳥六丁目 9-1	278-6322
	16	井 宮	井宮小学校	葵区平和一丁目 7-1	271-5288
	17	井宮北	井宮北小学校	葵区上伝馬 2-1	272-1326
	18	賤機南	賤機南小学校	葵区松富三丁目 1-46	271-2335
	19	安倍口・美和	安倍口小学校	葵区安倍口新田 50	296-0005
	20	足久保・松野	美和中学校	葵区足久保口組 3276-2	296-0009
駿 河 区	1	森 下	森下小学校	駿河区森下町 2-1	286-3105
	2	中 田	中田小学校	駿河区中田二丁目 14-1	286-3245
	3	南 部	南部小学校	駿河区南八幡町 11-1	286-8019
	4	大里西	大里西小学校	駿河区中原 400	285-9195
	5	中 島	中島小学校	駿河区中島 2992-1	283-4455
	6	富士見・宮竹・大里東	富士見小学校	駿河区登呂一丁目 1-1	286-3165
	7	西豊田	西豊田小学校	駿河区曲金二丁目 8-80	285-9165
	8	東豊田	東豊田小学校	駿河区池田 491-2	262-1191
	9	大谷・久能	大谷小学校	駿河区大谷 3683-2	237-0008
	10	東源台	東源台小学校	駿河区国吉田六丁目 7-45	265-2500
	11	長田北	長田北小学校	駿河区向敷地一丁目 10-28	258-2997
	12	長田東	長田東小学校	駿河区東新田三丁目 10-1	259-7516
	13	長田西	長田西小学校	駿河区丸子六丁目 15-65	259-8256
	14	川原・長田南	長田南中学校	駿河区みずほ三丁目 9-1	259-2341

区		地区支部	開設場所	所在地	電話(054)
清水区	1	辻・江尻・袖師	清水東高等学校	清水区秋吉町 5-10	366-7030
	2	入江	清水入江小学校	清水区追分二丁目 3-1	366-6210
	3	浜田・岡・清水	清水桜が丘高等学校 (岡生涯学習交流館)	清水区桜が丘町 7-15 (清水区桜が丘町 7-1)	353-5388 (354-1350)
	4	船越	清水船越小学校	清水区船越三丁目 15-1	351-1804
	5	不二見・駒越	清水第四中学校	清水区村松 638-1	334-2261
	6	折戸・三保	清水三保第二小学校	清水区折戸五丁目 8-2	334-6364
	7	飯田・高部	清水高部東小学校	清水区押切 1907	347-2861
	8	有度	清水有度第一小学校	清水区有度本町 3-1	345-0511
	9		清水第七中学校	清水区草薙三丁目 9-20	345-5478
	10	庵原	清水庵原小学校	清水区庵原町 1723	365-3824
	11	興津	清水興津中学校	清水区興津中町 1478-10	369-0105
	12	小島	清水小島中学校	清水区但沼町 271	393-2059
	13	両河内	両河内小中学校	清水区和田島 303	395-2321
	14	蒲原	蒲原中学校	清水区蒲原 49	385-4115
	15	由比	由比中学校	清水区由比 456	375-3135

【救護班出動拠点等（7か所）】

区		名称	所在地	電話(054)
葵区	1	東部コミュニティ防災センター	葵区東千代田二丁目 3-1	264-8485
	2	藁科コミュニティ防災センター	葵区羽鳥本町 5-9	278-4141
	3	北部コミュニティ防災センター	葵区松富四丁目 14-1	255-6262
駿河区	4	南部コミュニティ防災センター	駿河区曲金三丁目 1-30	285-1133
	5	長田コミュニティ防災センター	駿河区鎌田 574-1	257-3411
清水区	6	清水保健福祉センター	清水区渋川二丁目 12-1	348-7711
	7	旧清水斎場	清水区北矢部 1452	—

【療養型病院（4か所）】

区		地区	開設場所	所在地	電話(054)
葵区	1	西奈・北沼上	静岡瀬名病院	葵区瀬名 4629-1	264-2111
	2	服織西	静岡リハビリテーション病院	葵区新聞 318-1	277-1221
	3	南藁科	静岡アオイ病院	葵区吉津 190-1	278-3939
	4	中藁科	静岡富沢病院	葵区富沢 792-1	270-1201

【山間地診療所（4か所）】

区		地 区	開設場所	所 在 地	電話(054)
葵 区	1	井 川	井川診療所	葵区井川 1133-2	260-2300
	2	梅ヶ島・大河内	梅ヶ島診療所	葵区梅ヶ島 1326	269-2025
	3	玉 川	玉川診療所	葵区落合 243-6	292-2223
	4	大 川	大川診療所	葵区坂ノ上 615	291-2622

【仮救護所（17か所）】

区		地 区	開設場所	所 在 地	電話(054)
葵 区	1	葵	城内中学校	葵区駿府町 1-107	254-5486
	2	駒 形	駒形小学校	葵区南安倍二丁目 1-1	252-3340
	3	番 町	特別支援教育センター	葵区一番町 50	255-3600
	4	田 町	田町小学校	葵区田町五丁目 70	255-3428
	5	賤機中	賤機中小学校	葵区牛妻 2095-2	294-0003
	6	賤機北	賤機北小学校	葵区俵沢 234-1	294-0004
	7	北沼上	北沼上小学校	葵区北沼上 1020	266-2021
	8	服織西	服織西小学校	葵区新聞 759-1-1	278-9793
	9	南藁科	南藁科小学校	葵区吉津 400	278-9734
	10	中藁科	中藁科小学校	葵区大原 942-1	279-0130
	11	美 和	美和小学校	葵区遠藤新田 69-1	296-0700
	12	松 野	松野小学校	葵区松野 598-2	294-0002
	13	大河内	大河内小中学校	葵区平野 1850-66	293-2004
	14	清 沢	清沢生涯学習交流館	葵区昼居渡 66-2	295-3111
駿 河 区	1	大里東	大里東小学校	駿河区高松 2310	237-0879
	2	宮 竹	宮竹小学校	駿河区宮竹二丁目 12-1	237-2231
	3	久 能	久能小学校	駿河区古宿 213-2	237-4744

※ 仮救護所は、当初は開設せず、被災の規模、応援医療チームの支援体制等を踏まえ、必要に応じて開設する。

【二次救護所（11か所）】

区		地 区	開設場所	所 在 地	電話(054)
清 水 区	1	江 尻	清水江尻小学校	清水区江尻町 14-63	366-6010
	2	浜 田	清水浜田小学校	清水区浜田町 11-1	353-6135
	3	岡	清水第二中学校	清水区神田町 4-57	353-3365
	4	清 水	清水第三中学校	清水区三光町 3-57	353-1194
	5	不二見	清水不二見小学校	清水区新緑町 2-21	334-2510
	6	駒 越	清水駒越小学校	清水区駒越東町 2-20	334-2331
	7	三 保	清水三保第一小学校	清水区三保 1069-1	334-0721
	8	飯 田	清水飯田東小学校	清水区八坂北一丁目 23-40	365-1444
	9	高 部	清水高部小学校	清水区押切 1115-2	345-7010
	10	有 度	清水有度第二小学校	清水区草薙杉道三丁目 19-1	345-2391
	11	袖 師	清水袖師中学校	清水区西久保 125-1	366-6820

※ 二次救護所は、当初は開設せず、被災の規模、応援医療チームの支援体制等を踏まえ、状況に応じて開設する。

【広域避難地救護所（8か所）】

区		開設場所	所 在 地
葵 区	1	駿府城公園	葵区駿府城公園 1-1
	2	城北公園	葵区大岩本町 29-1
	3	辰起町スポーツ広場	葵区辰起町 安倍川河川敷
	4	田町緑地スポーツ広場	葵区田町 安倍川河川敷
	5	弥勒スポーツ広場	葵区弥勒 安倍川河川敷
駿 河 区	1	草薙総合運動公園	駿河区栗原 19-1
	2	南安倍スポーツ広場	駿河区南安倍三丁目 安倍川河川敷
	3	中原スポーツ広場	駿河区緑が丘町 安倍川河川敷

※ 広域避難地救護所は、救護所が不足した場合に状況に応じて開設し、外部からの応援医療チームにより対応する。

物資調達

1	物資集積所の候補施設.....	33
2	県広域受援計画におけるプッシュ型物資配分計画（本市関係分）.....	33

1 物資集積所の候補施設

No.	名称	所在地	連絡先	備考
1	ツインメッセ静岡	駿河区 曲金3丁目1-10	054-285-3111	広域物資輸送拠点
2	市民文化会館	葵区 駿府町2-90	054-251-3751	令和8・9年度は、再整備工事を行うため使用不可。
3	静岡県草薙総合運動場体育館	駿河区 栗原19-1	054-261-9265	広域物資輸送拠点（代替拠点）
4	静岡市物流団地協同組合	駿河区 宇津ノ谷914-6	054-204-5531	広域物資輸送拠点（代替拠点）
5	㈱丸総 清水物流センター	清水区 高橋町字郷東山2193	054-361-0770	

（出典）静岡市地域防災計画 資料編（令和7年4月修正）

2 県広域受援計画におけるプッシュ型物資配分計画（本市関係分）

種別/発災後の日数	4日目	5日目	6日目	7日目
食料	463,700（食）	463,700（食）	463,700（食）	463,700（食）
パン	185,480（食）	185,480（食）	185,480（食）	185,480（食）
精米	139,110（食）	139,110（食）	139,110（食）	139,110（食）
インスタント麺類	92,740（食）	92,740（食）	92,740（食）	92,740（食）
主食缶詰	46,370（食）	46,370（食）	46,370（食）	46,370（食）
毛布	140,506（枚）			
乳児用粉ミルク 又は乳児用液体ミルク	634,000（g）			
乳児・小児用おむつ	109,973（枚）			
大人用おむつ	21,536（枚）			
携帯トイレ・簡易トイレ	1,850,000（枚）			
トイレトーパー	96,911（ロール）			
生理用品	130,164（枚）			
パレット数	2,935（枚）	368（枚）	368（枚）	368（枚）
10tトラック台数	210（台）	27（台）	27（台）	27（台）

・本市には、これら基本8品目が、発災後4日目～7日目までに配分されることとされている。

（出典）県広域受援計画 資料編（令和8年3月）をもとに静岡市作成

燃料供給・ライフライン

1	燃料供給および電力・ガスの臨時供給等が必要な重要施設一覧表	35
2	中核給油所	36
3	災害時における緊急通行に必要な自動車用燃料の供給に関する協定書	37

1 燃料供給および電力・ガスの臨時供給等が必要な重要施設一覧表

- ・毎年度、静岡県危機対策課から市町宛て、提供される。
(直近の通知：令和7年3月24日付け危対第333号)
- ・重要施設のうち、静岡市所管施設：154か所

【燃料供給および電力・ガスの臨時供給等が必要な重要施設一覧表について】

- ・静岡県は、災害時の燃料供給及び電力・ガスの臨時供給等を円滑に行うために、大規模災害発生時において確保されるべき機能を有する施設（重要施設）と燃料等供給の優先度の一覧表（燃料供給及び電力・ガスの臨時供給等が必要な重要施設一覧表）を作成している。
- ・なお、この一覧表は災害時の燃料の供給を確約するものではなく、また優先順位は災害の状況、局面により変更する。

【一覧表の扱いについて】

- ・本一覧表は原則として対外非公表とされている。
取扱いには十分注意すること。また、目的外では使用しないこと。

【連絡先】

静岡県危機管理部危機対策課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁 別館4階）

電話：054-221-3601

2 中核給油所

- ・毎年度、静岡県危機対策課から市町宛て、中核給油所のリストが提供される。
(直近の通知：令和7年4月25日付け危対第27号)
- ・静岡市内：6か所（令和7年3月31日時点）

【リストの扱いについて】

- ・本リストは、一般消費者の殺到を防ぐため対外非公表とされている。
取扱いには十分注意すること。また、目的外では使用しないこと

【連絡先】

静岡県危機管理部危機対策課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁 別館4階）

電話：054-221-3601

3 災害時における緊急通行に必要な自動車用燃料の供給に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と静岡県石油商業組合静岡支部（以下「乙」という。）は、地震警戒宣言発令時及び地震その他の災害発生後に、緊急通行に必要な自動車用燃料の確保を図るため、静岡市公用車両及び静岡市水道局公用車両で緊急通行車両確認証明書等を提示するもの、静岡市消防本部公用車両、静岡市消防団公用車両並びに緊急消防援助隊車両に係る自動車用揮発油及び軽油（以下「揮発油等」という。）の納入に関し、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）緊急通行 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための通行をいう。
- （2）静岡市公用車両 静岡市がその業務の用に供する車両（借上車両を含む。以下同じ。）のうち、静岡市水道局公用車両、静岡市消防本部公用車両及び静岡市消防団公用車両を除いたものをいう。
- （3）静岡市水道局公用車両 静岡市水道局がその業務の用に供する車両をいう。
- （4）静岡市消防本部公用車両 静岡市消防本部がその業務の用に供する道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車をいう。
- （5）静岡市消防団公用車両 静岡市消防団がその業務の用に供する道路交通法第39条第1項の緊急自動車をいう。
- （6）緊急通行車両確認証明書等 静岡県公安委員会が交付する緊急通行車両事前届出済証並びに災害対策基本法施行令（昭和37年政令288号）第33条第2項に規定する緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両の標章をいう。

（協力要請及び給油）

第2条 甲は、静岡市公用車両及び静岡市水道局公用車両による緊急通行の必要が生じ、緊急に揮発油等を必要とするときは、別表に掲げる乙の組合員（以下「組合員」という。）に対して緊急通行車両確認証明書等を提示し、給油伝票（別記様式。以下同じ。）により揮発油等の納入（以下「給油」という。）を要請することができる。

2 甲は、静岡市消防本部公用車両、静岡市消防団公用車両及び緊急消防援助隊車両による緊急通行の必要が生じ、緊急に揮発油等を必要とするときは、組合員に対して給油伝票により給油を要請することができる。

3 組合員は、甲から前2項の規定による要請を受けたときは、当該組合員の給油所において給油が可能な状態であるときは、甲に対し優先的に給油するものとする。

（給油単価）

第3条 揮発油等 1 リットル当たりの単価は、当該給油月に財団法人日本エネルギー経済研究所・石油情報センター公表の 1 リットル当たりの静岡県平均単価を基準にして、甲、乙誠意をもって協議し決定するものとする。

(代金の請求及び支払)

第4条 組合員は、給油後に、甲から受領した給油伝票を請求書に添えて、代金を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求内容を確認し適正と認めたときは、組合員に対して代金を支払うものとする。

(協力事業者の表示)

第5条 乙及び組合員は、甲の承諾を得て、本協定を締結した証として乙及び組合員の事業所に「静岡市災害活動協力事業者」である旨を表示することができる。

(変更の届出)

第6条 乙は、組合員に変更があったときは、遅滞なく変更内容を甲に報告するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、平成14年3月22日からその効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(協定に定めのない事項)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項等については、法令に定めるところによるほか、甲、乙協議のうえ、処理するものとする。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成14年3月22日

静岡市追手町5番1号

(甲) 静岡市長 小嶋 善吉

静岡市緑が丘町1番3号 静岡県石油会館内

(乙) 静岡県石油商業組合静岡支部
支部長 相川 賀秀

(別記様式)

静岡市緊急通行車両用給油伝票

給油伝票 (控)			
様			
本書のとおり給油しました。			
No. _____			
職記入員欄	所 属	車両番号	職員氏名
給油所記入欄	給 油 日	平成 年 月 日	
	給 油 所 名		
	給 油 の 種 類	数 量	給油所係員
	無鉛ガソリン	リットル	
	軽 油	リットル	
	天 然 ガ ス		

〇
〇
課
控

静岡市緊急通行車両用給油伝票

給油伝票 (請求明細書)			
様			
本書のとおり給油しました。			
No. _____			
職記入員欄	所 属	車両番号	職員氏名
給油所記入欄	給 油 日	平成 年 月 日	
	給 油 所 名		
	給 油 の 種 類	数 量	給油所係員
	無鉛ガソリン	リットル	
	軽 油	リットル	
	天 然 ガ ス		

〇
〇
課
請
求
用

他自治体等からの応援

1	災害時の県有財産・国有財産の利用について	41
	(1) 県有財産の提供について	41
	(2) 国有財産の無償貸付等について	41
2	静岡庁舎における応援職員受入スペース	42
3	応援職員の受入施設	45

1 災害時の県有財産・国有財産の利用について

(1) 県有財産の提供について

- ・静岡県は、災害時、県内市町に対し、県有財産の提供等を行う。
- ・必要な場合は、速やかに県危機政策課（災害対策本部指令部）に相談すること。

【連絡先】

静岡県危機管理部危機政策課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁 別館4階）

電話：054-221-3731

(2) 国有財産の無償貸付等について

- ・財務省東海財務局は、国有財産法第22条第1項第3号等に基づき、災害発生時の応急措置の用に供する場合には、被災地の地方公共団体に対して、国有財産の無償での貸付けや使用許可を行う。
- ・同局は、災害発生時において、被災地域の地方公共団体に対して無償貸付等が可能な国有財産（国有地等）のリストを提供し、要望があった財産については速やかに貸付等を行う。
- ・財務省東海財務局は、平時から、年4回、災害時に提供・使用可能な国有財産をリスト化し、地方公共団体に提供している。
- ・リストは次に掲げる2点。いずれも対外非公表。
「静岡県内に所在する災害時提供可能な国有財産（庁舎等）」
「静岡県内に所在する使用可能な国有財産（未利用地等）」（直近：令和7年10月31日時点）
- ・静岡市内に所在し、災害時に利用可能な国有財産の数と面積は下表のとおり。

災害時に利用可能な国有財産の数と面積 ※静岡市分（令和7年10月31日時点）

種別	数（か所）	面積（㎡）
土地	3	515
建物	2	91
未利用地	14	12,761

【連絡先】

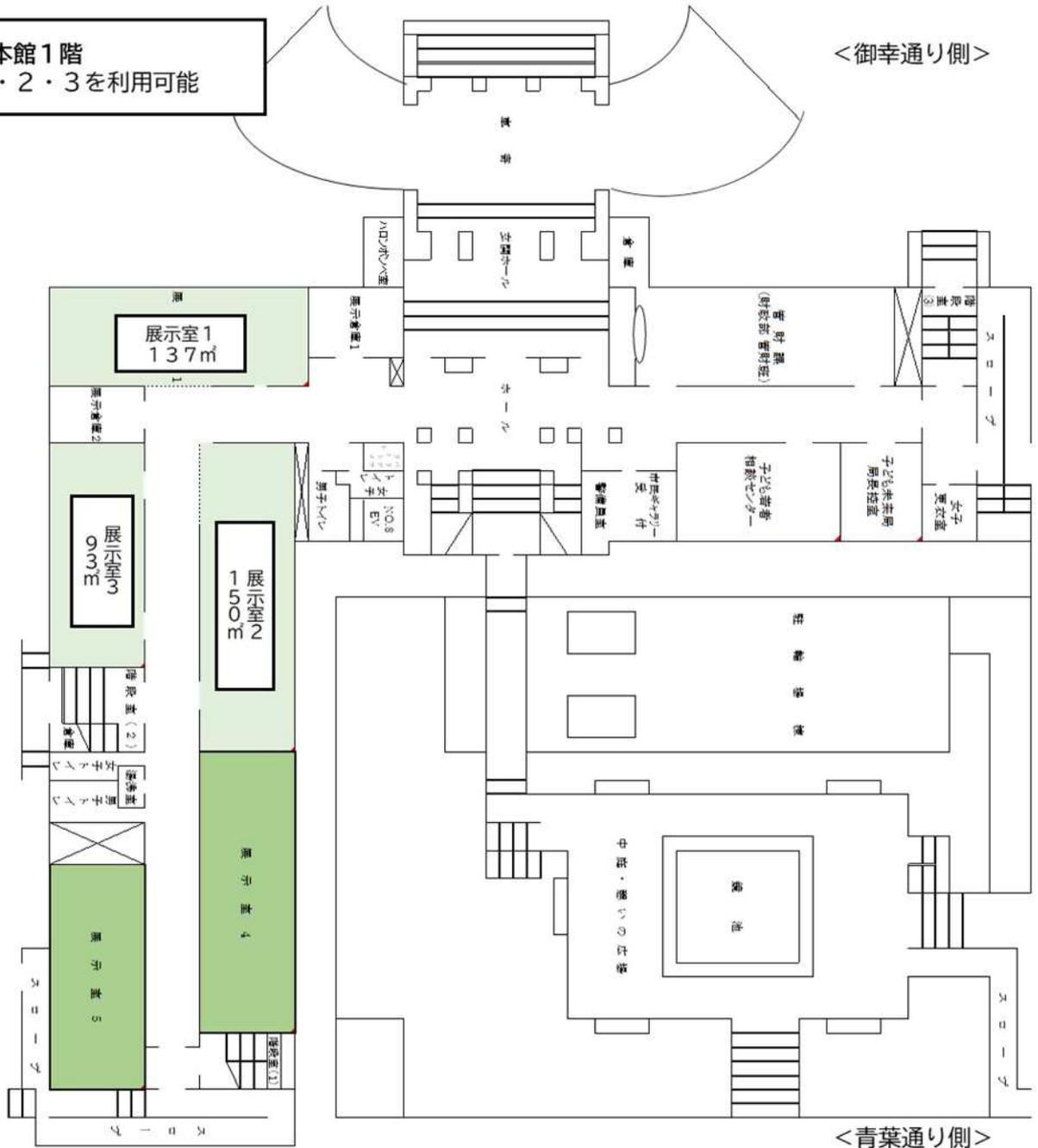
財務省東海財務局静岡財務事務所管財課

〒420-8636 静岡市葵区追手町9番50号（静岡地方合同庁舎内4階）

電話：054-251-4325、4326

静岡庁舎 本館1階
 展示室1・2・3を利用可能

<御幸通り側>



<青葉通り側>

3 応援職員の受入施設

特定業務に関するもの

No.	施設名	所在地	対象となる業務分野
1	水道施設（市内5か所）	上下水道局「災害時応援要請・受入に関するマニュアル（水道編）」（15ページ）	応急給水・応急復旧等
2	城北浄化センター	葵区加藤島	下水道
3	旧西ヶ谷収集センター・西ヶ谷清掃工場・西ヶ谷資源循環体験プラザ	葵区西ヶ谷	災害廃棄物等
	沼上清掃工場・沼上収集センター・沼上資源循環学習プラザ	葵区南沼上	
4	城東保健福祉エリア	葵区城東町	医療救護
5	清水保健福祉センター	清水区渋川	
6	急病センター	葵区柚木	
7	静岡競輪場駐車場	駿河区小鹿	ライフライン事業者（電気・通信・ガス）
8	恩田原スポーツ広場（駐車場を含む）	駿河区恩田原	

その他業務に関するもの

No.	施設名	所在地	担当課	連絡先
1	中央図書館	葵区大岩本町29-1	中央図書館	054-247-6711
2	南部図書館	駿河区南八幡町3-1	中央図書館	054-247-6711
3	北部勤労者福祉センター（ラパック静岡）	葵区本通七丁目11-9	商業労政課	054-354-2430
4	井川高齢者生活福祉センター	葵区井川1133-2	高齢者福祉課	054-221-1201
5	清水ナショナルトレーニングセンター	清水区山切1487-1	スポーツ振興課	054-221-1283

（出典）静岡市地域防災計画資料編（令和7年4月修正）

ボランティア

1 災害ボランティアセンター等の設置場所.....	47
---------------------------	----

1 災害ボランティアセンター等の設置場所

No.	名称	設置場所	所在地
1	災害ボランティア情報 渉外センター	中央福祉センター	葵区 城内町1番1号
2	葵地区 災害ボランティアセンター	番町市民活動センター	葵区 一番町50番地
3	駿河地区 災害ボランティアセンター	地域福祉共生センター みなくる	駿河区 南八幡町3番1号
4	清水地区 災害ボランティアセンター	清水社会福祉会館 はーとぴあ清水	清水区 宮代町1番1号
5	蒲原地区 災害ボランティアセンター	蒲原白銀 すこやかセンター1階	清水区 蒲原721番地の4

※設置場所となる施設の使用が困難である場合や、被災地域の近くに開設する必要がある場合等は、この限りでない。

(出典) 静岡市地域防災計画資料編(令和7年4月修正)